

お知らせ

平成30年度固定資産税の縦覧・閲覧

◆固定資産税の縦覧
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿で市内の土地・家屋の価格を自分のものと比較できます。

■4月2日(月)～5月31日(木)

■場市役所2階資産課

■納税者本人・同居の親族・委任状(法人の場合は代表者印を押印)を持参の代理人

■本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど)

◆固定資産課税台帳の閲覧
本人所有資産の価格などが閲覧できます。



平成30年度国民年金保険料は月額16,340円

日本年金機構から、4月上旬に納付書を郵送します。前納用の納付書

で記載の期限内に納めると割引になります。

割引額 ▼2年前納:14,420円 ▼1年前納:3,480円 ▼半年前納:800円

◎2年前納の納付書は郵送しませんので、ご希望の方は所沢年金事務所にご連絡ください。

■問 同事務所 ☎2998・0170

ひとり親家庭等医療費助成制度・児童扶養手当

◆ひとり親家庭等医療費助成制度
① 次のいずれかに該当する18歳までの児童と、その児童を養育している父母など
▼ 父母が離婚 ▼ 父または母が死亡 ▼ 父または母に一定の障害がある ▼ その他の理由で父または母がいらない
◎ 高額療養費や付加給付金を除く保険診療分の自己負担金が対象です。

◆児童扶養手当
① 次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父母など
▼ 父母が離婚 ▼ 父または母が死亡 ▼ 父または母に一定の障害がある ▼ その他の理由で父または母がいらない
▼ 父または母が2人:最大10,040円を加算 ▼ 児童が3人以上:3人目以降1人につき最大6,020円を加算

ひとり親家庭等医療費助成制度

◎4月分から手当月額を変更します
共通事項 ▼ 児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼ 申請が必要
▼ 申請者やその配偶者、生計が同じ直系親族、兄弟姉妹の所得制限あり ▼ 児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所の場合は対象外

■問 ども支援課 ☎2998・9124

特別児童扶養手当

① おおむね身体障害者手帳1～3級4級の一部または重度の内科的疾患がある②療育手帳(A、B)③精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害

手当月額 ▼1級:51,700円 ▼2級:34,430円

◎4月分から手当月額を変更します
留意事項 ▼ 申請者やその配偶者、生計が同じ直系親族、兄弟姉妹の所得制限あり ▼ 子どもが公的年金を受給している場合、施設入所している場合は対象外

■問 ども福祉課 ☎2998・9223

重度心身障害児等医療費助成制度

① 次のいずれかに該当する方
▼ 身体障害者手帳1～3級 ▼ 療育手帳(A、B) ▼ 精神障害者保健福祉手帳1級 ▼ 一定の障害があり、埼玉後期高齢者医療広域連合の認定を受けた
▼ 一定の障害 ▼ 身体障害者手帳4級の1部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障害) ▼ 精神障害者保健福祉手帳2級 ▼ 障害基礎年金1・2級

◎65歳以上で新たに重度障害者となった方は、助成対象外です。

■問 障害福祉課 ☎2998・9116

高齢介護合算療養費を支給

後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定額を超えた場合、超過分を支給します。対象者に申請書を郵送しました。

◎平成28年8月～29年7月に県外から転入した方は、申請書が届かなくても対象となる可能性があります。お問い合わせください。

■問 国民健康保険課(後期高齢者医療担当) ☎2998・9218

高齢者交流・研修支援事業補助金

高齢者団体が日帰りで貸切バスを利用するための費用を、予算の範囲内で一部補助します。

① 次の全てを満たす団体
▼ 規約・代表者の定めがあり、高齢者福祉または地域に寄与する活動を継続的に行う ▼ 市内在住の60歳以上の方20人以上で構成 ▼ 法人でない

利用条件 ▼ 平成30年5月15日(火)～31年3月31日(日)に20人以上で利用
▼ 1団体年度1回のみ
補助額 3万5千円

■問 4月16日(月)までに①団体名②代表者氏名③住所④電話番号⑤利用希望月⑥キャンセル待ち希望の有無とその期限(例:希望あり/11月末まで)を〒399・市役所1階高齢者支援課に直接・郵送
■問 同課 ☎2998・9120

◎申し込み多数の場合は抽選です。当選辞退が出た場合、キャンセル待ちの団体に順次連絡します。

中心市街地の集客イベント実施団体に補助金を交付

■問 商店街・中心市街地活性化拠点施設(野老澤町商店)と連携し、中心市街地の各商店街区域で実施する事業
補助額 対象事業経費の2分の1以内(限度額20万円)

◎予算上限まで先着順に審査します。
■問 ★申請書と必要書類を市役所別館商業観光課 ☎2998・9155に提出

空き店舗出店に最大120万円を補助

① 市内商店街の3カ月以上の空き店舗に新規出店する、市内在住の個人または市内に本拠がある法人
補助額 対象経費(初期設備や宣伝費など)の3分の1以内(限度額120万円)

◎予算上限まで先着順に審査します。
■問 ★申請書と必要書類を市役所別館商業観光課 ☎2998・9155に提出



補助内容を拡充!地域資源活用・ものづくり総合支援補助金
① 次の全てを満たす中小企業者
▼ 製造業または農業を営む ▼ 市内在住の個人または市内に本店がある法人 ▼ 必要な許認可を取得済み(見込み含む)

事業	対象経費	補助限度額(補助率)
産業財産権取得	産業財産権の出願費用	30万円(2分の1)
販路開拓	連携して行う新規取引先の開拓・宣伝費	30万円(2分の1)
	新規開拓の需要対応のための設備改修費など	100万円(2分の1)
	展示商談会への合同出展費	10万円(2分の1) ※海外開催は50万円
新製品・技術・サービスの開発	新製品の開発費など	30万円(2分の1) ※設備は100万円
人材育成	グループ研究会費など	30万円(2分の1)

◎審査により対象者を選定します。詳細は市庁(ものづくり)をご覧ください。
■問 ★6月29日(金)までに市役所別館産業振興課 ☎2998・9157に直接

三世代同居・住宅リフォーム資金の一部を補助

① 三世代同居等リフォーム資金補助
② 次の全てを満たす方
▼ 市内在住または工事後に市内に住居登録をし、三世代同居などを行う ▼ 補助金受給日から1年以上継続して三世代同居などを行う ▼ 工事を行う住宅の所有者かつ居住者または工事契約を結び所有者と同居する親族 ▼ 過去にこの補助を受けていない

▼ 市税の滞納がない
▼ 住宅リフォーム資金補助
② 次の全てを満たす方
▼ 市内在住 ▼ 工事を行う住宅の所有者かつ居住者 ▼ 過去にこの補助を受けていない ▼ 市税の滞納がない
【共通事項】
補助額 税別工事費の①10%(限度額20万円) ②5%(限度額10万円)
◎見積もり金額と工事金額の低い方を補助対象とし、予算上限まで先着順に審査します。

留意事項 次の全てを満たす工事が対象
▼ 交付決定後に着工し、平成31年3月29日(金)までに完了 ▼ 税別工事費が20万円以上で市内業者が施工 ▼ 市の他の補助を受けていない
■問 5月16日(水)から申請書と必要書類を市役所別館産業振興課 ☎2998・9157に直接
◎申請書は同課、市庁(Q)リフォーム)で入手できます。

祝 5つ星村岡選手おめでとう

女子アルペンスキー(座位)の村岡桃佳選手(早稲田大)が、平昌パラリンピックの出場全5種目でメダル(金1・銀2・銅2)を獲得しました。おめでとうございます!

■問 企画総務課 ☎2998・9046

クイズ1

樹齢150年のしだれ桜は必見!

金仙寺の桜ま〇ろ

ヒント・7面 応募方法は15面